

平成 15 年 3 月 10 日

各位

会社名 株式会社レグス
代表者名 代表取締役社長 内川 淳一郎
(登録銘柄・コード 4286)
問い合わせ先
役職・氏名
取締役管理グループリーダー 平賀 一行
電話 03 - 3408 - 3090

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 15 年 3 月 7 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および同 280 条ノ 21 に基づき、下記の通り当社及び当社子会社取締役、監査役及び従業員に対する新株予約権方式によるストックオプションの付与について、決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社グループの連結業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し、下記要領に記載のとおり新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対し割り当てるものとする。
 - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 500 株を上限とする。
なお、発行する日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の数

500 個（新株予約権 1 個につき普通株式 1 株。ただし、前項(2) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様に株式数の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、新株予約権の行使により発行する株式 1 株当たりの払込価額（以下、「払込価額」という。）に新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。払込価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における日本証券業協会が公表する当社の普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はその日に先立つ直近日の終値）を下回る場合、当該終値を払込価額とする。

なお、新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く）は、次の算式により払込価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記計算において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1 株当たり払込価額」を「1 株当たり処分価額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が合併又は会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 20 年 3 月 27 日から平成 25 年 3 月 26 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社及び当社子会社の取締役、監査役、または従業員たる地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議及び今後の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、対象監査役及び対象従業員との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権者が(7) に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

（注）新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成 15 年 3 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される取締役会の決議をもっていたします。

以上